

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

令和6年4月1日

公益社団法人長崎県看護協会

会長 日野出 悦子

女性の就業継続を促進し、さらに活躍できる職場環境を整えるため、次のように行動計画を策定する。

計画期間：令和6年4月1日～令和8年3月31日までの2年間

目標1：年次有給休暇の取得日数の目標を、各職員が決めて確実に取得できるよう取り組む。
なお、目標値の設定にあたっては、最低6日以上とし、10日以上を推奨する。

<対策>

- 令和6年5月～ 前年度の年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 令和6年7月～ 前年度の事業部・事業所ごとの取得状況をとりまとめ、今年度の各職員の目標値の設定について、説明し、各事業部、事業所の管理職は職員が計画的に取得できるよう、指導する。
- 令和7年5月～ 1年間の取得状況を集計し、目標に達した職員は、次年度も維持できるよう、また目標に達しなかった場合は、問題点を話し合い、次の1年間の取り組みにつなげる。